# 【イギリス】レイプ等を扱ったポルノ規制の強化

議会官庁資料課 岡久 慶 (海外立法情報課在籍時に執筆)

\*2015年12月17日、2015年刑事司法及び裁判所法が成立し、レイプ等を扱ったポルノの 単純所持禁止が導入された。この規制強化は、フェミニズムに基づく「文化的被害」を 推進の原動力としている点に特徴がある。

-----

## 1 背景

英国は、ポルノの規制に関しては主要国の中でも厳しい制度を有している。児童ポルノに関しては、漫画、アニメ等の非実在児童を扱ったものも単純所持禁止対象としており(最高で拘禁刑3年)、児童ポルノ以外でも所謂「過激なポルノ」と呼ばれる暴力的内容のものについて2008年刑事司法及び移民法(Criminal Justice and Immigration Act 2008 c.4、以下「2008年法」という。)(注1)によってイングランド、ウェールズ及び北アイルランドにおける単純所持の禁止(最高で拘禁刑2-3年)を定めている。

2008 年法は、2003 年 3 月に暴力的ポルノに強い関心を持つ者が起こした殺人事件を背景に導入され、こうしたポルノ作製の過程で生じる出演者への加害、又はこうした作品が暴力的な、又は逸脱した性行動を増加させる危険性を法制定の理由に掲げたが、表現の自由を制限するに足る具体的な被害統計も、暴力的性犯罪への直接的影響力を証明する説得力のある証拠も出すことができず、法律自体は制定したものの激しい批判を受けた。

同法制定後、さらなる規制拡大論を主導したのが、当時ダラム大学教授だったクレア・マッグリン(Clare McGlynn)氏及びエリカ・ラックリー(Erika Rackley)氏である。両教授は、規制の根拠は過激なポルノと性的暴力の直接的因果関係ではなく、過激なポルノが性的暴力を許容する風潮を作り出す(両教授がいう「文化的被害」)という社会的・文化的環境を変えることにあるべきと論じ、レイプ等を扱ったポルノの拡散と入手し易さは、女性の権利が制限されうる環境を作り出すと主張した。

「文化的被害」論は、これまでリベラリズムの立場から論じられた規制反対論を封じ込め、まず 2010 年 8 月 6 日に、スコットランド議会が同地域に適用する 2010 年刑事司法及び許可(スコットランド)法(Criminal Justice and Licensing (Scotland) Act 2010 asp 13、以下「スコットランド 2010 年法」という。)を成立させ、2015 年 12 月 17 日には、英国議会がイングランド及びウェールズに適用する 2015 年刑事司法及び裁判所法(Criminal Justice and Courts Act 2015 c.2、以下「2015 年法」という。)を成立させ、レイプ等を扱ったポルノの単純所持禁止が法制化されることとなった。

#### 2 2015年刑事司法及び裁判所法に基づくポルノ規制の概要

# (1) 禁止対象とされるための要件

次のいずれの定義にも該当している「画像」であること。画像は静止画、動画いずれを

も含み、データ形式で保存可能なものも含む。

- ・性的興奮を喚起することを唯一又は主要な目的としている。
- ・甚だしく不快である、気分を悪くさせる、又は猥褻である。
- ・露骨かつリアルである。

さらに、次のいずれかの行為を露骨かつリアルに描写していること。行為については、 真似や演技も含まれるが、アニメーション、素描、図画等は対象外とされる。

- ・相手の同意に基づかない性交
- ・相手の同意に基づかない性的挿入を伴う行為

#### (2) 抗弁

画像をみておらず、かつその中身を知らないとき、又は頼みもしないのに画像を送られ、 当該画像を速やかに処分した場合は抗弁が成立する。また画像所有者が画像に描かれた行 為に直接参加しており、当該行為が同意の上のものであるときも抗弁が成立する。

### (3) 罰則

最高で拘禁刑3年と罰金を併科される。

#### 3 今後の展望

先に述べたように、2015 年法の該当規定制定にあたっては、「文化的被害」論が議論の主導権を握り、政策面でも多大な影響を与えた。この背景には、「レイプ等を扱ったポルノサイトの上位 50 がグーグル検索で見つかる」といった、インターネット上に過激な性的コンテンツが氾濫しているという認識が広がっており、これとレイプ等を扱ったポルノが女性に対する暴力を許容する風潮を作り出す危険性があると主張する「文化的被害」論の相乗効果が高かったためと考えられる。

2008 年法の法案審議当初、政府は「過激なポルノ画像」所持による訴追件数は年間 30 件程度であろうと見積もっていたが、実際に治安判事裁判所で審理が行われた起訴件数は、2008 年度 2 件、2009 年度 270 件、2010 年度 1,165 件、2011 年度 1,319 件、2012 年度 1,348 件と相当の件数に上る。規制推進派が訴えるように、レイプ等を扱ったポルノが蔓延しているのであれば、今後も起訴件数は相当数になることが予想される。「社会的・文化的環境を変える」という大胆な試みの進展が注目されるところである。

# 注 (インターネット情報は 2016 年 3 月 16 日現在である。)

(1) 次の資料を参照。岡久慶「英国における過激なポルノの禁止」『外国の立法』No.238, 2008.12, pp.3-20. <a href="http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_1000160\_po\_023801.pdf">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_1000160\_po\_023801.pdf</a>?contentNo=1&alternativeNo=>

#### 参考文献

• Clare McGlynn and Erika Rackley, "Criminalising extreme pornography: a lost opportunity," *Crimin al Law Review*, April 2009, pp.245-260. <a href="http://dro.dur.ac.uk/8111/1/8111.pdf?DDC117+DDC72+DDC71+DDD19+dla4jap+dla0cmm+dul4eg">http://dro.dur.ac.uk/8111/1/8111.pdf?DDC117+DDC72+DDC71+DDD19+dla4jap+dla0cmm+dul4eg</a>